

平成19年10月定例教育委員会

開催日時 平成19年10月25日(木) 午後1時~午後5時

開催場所 茨城県教育委員室

出席委員	委員長	和田 洋子
	委員長職務代理者	和田 芳武
	委員	石渡 千恵子
	委員	関 正樹
	委員	大久保 博之
	委員(教育長)	稲葉 節生

事務局出席者については、別紙のとおり

議 事

1 報告事項

公開 報告第12号 茨城県教育庁文書管理規程及び茨城県県立学校処務規程の
一部を改正する訓令制定の専決について (総務課)

2 協議事項

非公開 (1) 平成20年度当初予算要求概要について (全課室長)
非公開 (2) 教職員の人事に係る協議について (義務教育課)
協議終了後、第57号議案として審議
非公開 (3) 教職員の人事に係る協議について (高校教育課)
協議終了後、第58号議案として審議
非公開 (4) 教職員の人事に係る協議について (高校教育課)
協議終了後、第59号議案として審議
非公開 (5) 平成20年度定期人事異動方針(案)について (総務課・義務教育課・
高校教育課・特別支援教育課)

3 議案事項

非公開 第57号議案 教職員の人事について (義務教育課)
非公開 第58号議案 教職員の人事について (高校教育課)
非公開 第59号議案 教職員の人事について (高校教育課)

4 その他

- | | | |
|-----|-------------------------------------|-------------------------------|
| 公開 | (1) 平成19年度人事委員会勧告の概要について | (総務課) |
| 公開 | (2) 平成19年度「いばらき教育の日・教育月間」における取組について | (企画広報室) |
| 公開 | (3) 陳情等処理状況について | (企画広報室) |
| 非公開 | (4) 平成19年度勤務評定結果の概要について | (総務課・義務教育課・
高校教育課・特別支援教育課) |

非公開の議案等については、会議録は公開されません。

会議録

1 開 会

委員長から開会の宣言があり、非公開審議項目についての提案がなされ、各委員から了承されました。

2 議 事

報告第12号 茨城県教育庁文書管理規程及び茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令 制定の専決について

(総務課長) 今回の改正は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行により、郵便法の一部が改正されたことに伴い、茨城県教育庁文書管理規程及び茨城県県立学校処務規程について所要の改正を行うものです。

改正の内容は、郵便法上「小包郵便物」が「運送小荷物」となるため、所要の改正を行うもののほか、運送便の発送を行う課所を「主務課」から「総務課または主務課」に、郵便料金の「未納」を「未払」に、郵便料金に係る料金後納の根拠を「郵便規則」から「郵便約款」に改め、電報料金の部分を削るものです。

施行日は平成19年10月1日としています。

【主な質疑・意見等】

特になし

報告第12号については、全員一致で承認されました。

その他(1) 平成19年度人事委員会勧告の概要について

(総務課長) 平成19年10月5日に茨城県人事委員会から議会及び知事に対して、県職員における平成19年度の給与改定等について勧告がなされました。

勧告の内容については、民間給与が県職員の給与を827円、率にして0.21%上回っており、特に初任給などで顕著な差が見られたことから、本年の勧告では、初任給を中心に、概ね30歳以下の若年層に限定した給料月額引き上げを勧告しています。

給料月額引き上げ勧告は、平成13年度以来6年ぶりで、若年層に限定した引き上げは今回が初めてとなっています。

この他、配偶者以外への扶養親族に係る扶養手当を500円引き上げ6,500円とし、また、期末・勤勉手当の支給月数についても0.05月分引き上げ、年間で4.50月とするよう勧告しています。

改定の時期については、平成19年4月1日に遡って実施するとしています。

【主な質疑・意見等】

(委員) 今回の勧告内容で、ほぼ決定ということですか。

(事務局) あくまでも勧告ですから、これで決定という訳ではありません。

勧告の内容については、もちろん尊重し、勧告どおりに実施していくということが原則ですが、必ずしも勧告どおりになるとは限りません。

(委員) 勧告どおりに実施できそうなんですか。

(事務局) 11月1日から組合交渉が始まりますので、その中で話し合いを行い、知事が最終判断をして、第4回定例県議会に提案することになります。

その他(2) 平成19年度「いばらき教育の日・教育月間」における取組について

(企画広報室長) 本年度の取組については、学校、家庭、市町村はもとより、各団体及び企業に対してより一層の働きかけを行い、県民総ぐるみの運動として展開して参ります。各団体に対しては、今年度から各部局が、県の関係団体を直接訪問するなどしているほか、企業に対しては、社団法人茨城県経営者協会等の関係団体を通じ、傘下企業へ働きかけを行って参ります。

県、市町村等の主な取組については、「教育の日」である11月1日に「みんなで教育を考える『いばらき教育の日』推進協議会」の主催により、推進大会が開催されるほか、県内5カ所で「地域推進大会」が開催されます。また、中学校及び高等学校において、生徒、保護者などとの「教育懇談会」を開催するなど、市町村、学校及び民間団体との連携を図り、県内各地で教育に関する様々な取組を行って参ります。

教育月間における事業総数は、9月末現在で5,855の事業が予定されています。

【主な質疑・意見等】

(委員) 私はこれを県民運動として捉えるべきだと思っておりますが、そのためには、広報活動が極めて重要だと思います。昨年に比べ事業数が少し減っているようですが、地域社会や各団体、企業に対して、どのような広報活動を行ったのか具体的にお聞きしたいのですが。

(事務局) 昨年までは、教育委員会において、企業団体等へパンフレット等を郵送して働きかけをしておりましたが、今年からは、各部局にも広報活動をお願いし、直接関係団体を訪問するなどして、ポスターやパンフレット、取組の例示などを企業へ配布してもらなどしております。

(委員) 昨年に比べ、目に付く機会(ポスター等)が多くなったとは思えないのが実感です。

本日配布された「いばらき教育の日・教育月間」の取組を記載したチラシを拝見するのも今回が初めてです。教育委員として、また企業の経営者としても、もっと周辺にPRすべきだと私自身思っていますので、来年はもう少し早い時期に配布していただきたいと思えます。

なお、広報についてはもう一度、前回に比べてどうか、次回に対してどうあるべきかをマニュアルだけではなく、検証した上で対策を立てるようにお願いしたいと思います。

ところで、県の広報誌「ひばり」には、掲載されておりましたか。

(事務局) 11月号に掲載しています。

(委員) もう少し、大きく取り上げた方がよいのではないのでしょうか。

また、これらの取組は県民運動として実施しているわけですから、予算等の事もあるでしょうが、新聞紙面にも掲載するなど、いろいろなアイデアを出し合って、来年に向けた作業を進めていく必要があるのではないのでしょうか。

家庭教育の向上を推進していくために、是非このすばらしい「いばらき教育の日・教育月間」を幅広く広報して頂きたいと思えます。

その他(3) 陳情等処理状況について

(企画広報室長) 茨城県市町村教育長協議会ほか2団体から、教育予算等に関する要望が提出されたため、これらの要望内容及び県教育委員会の対応等について説明します。

茨城県市町村教育長協議会から平成19年8月30日付けで教育長あて「平成20年度教育予算編成に関する要望」が提出されました。

要望内容は、「義務教育費国庫負担制度の堅持」ほか35項目(別添資料参照)で、「学校施設の耐震化についての補助制度の創設・補助率の増率」及び「家庭や地域の教育力の向上」の2項目については、特に県の支援をお願いしたいとの要望がありました。

県教委では、今後も市町村と連携を図りながら、取り組んで参ります。

茨城県退職校長会から平成19年10月4日付けで教育長あて「平成19年度教育振興に関する要望」が提出されました。

要望内容は、「教育予算についての格段の配慮」ほか10項目(別添資料参照)で、主な発言としては、教職員の多忙感を解消してほしいというものや、生涯学習や地域での子どもたちの指導者などとして退職教職員を大いに活用してほしいというものがありました。

県教委としては、これまでも退職教職員の人材活用を行ってきましたが、今後もさらに進めていきたいと考えています。

茨城県国公立幼稚園PTA連絡協議会から平成19年10月4日付けで教育長あて「平成20年度人事並びに教育予算等に関する要望」が提出されました。

要望内容は、「2年保育の完全実施と内容充実」ほか14項目(別添資料参照)で、主な発言は、「3年保育の実施」について、全ての保護者の希望に応えられるよう、公立でも実施してほしいというものがありました。

これらについて、まず対応すべきは設置者である国や市町村ですが、県としても、設置者に対して指導・助言を行うと共に、協議会の要望の趣旨について、更なる理解をいただけるよう働きかけをして参ります。

【主な質疑・意見等】

(委員) 退職校長会からの要望に「退職教職員の再就職への配慮」とありますが、これは再任用制度における再就職の配慮という意味でしょうか。

(事務局) 現在の再任用制度については、退職校長会のみならず、現職の教職員も理解しているところです。退職校長会では、再任用制度とは別に、退職した教員を教育機関において、何らかの形で活用することができないかというのが大きなテーマになっているようです。

そこには、ボランティアも含めて活用して欲しいという意味もあるようです。

(委員) これまで、再任用制度以外でOBを活用するということは無かったですね。

(事務局) 現場も含め教育行政から、ここで力を貸して欲しいという場面が、今後あるのではないのでしょうか。例えば、放課後子どもプランの運営におけるボランティアや、教員の職務の中で教員でなければ出来ないことなど、そういう部分にOBの力を借りることも出てくると思います。大量退職が予想される中で、今後は出番が随分あるだろうと予想されます。

(委員) 今後、ステップ踏んで考えていただければと思います。

(委員) 退職された先生方が言っているのは、もっとフランクに声をかけてほしいということではないでしょうか。学校長との兼ね合いも難しいと聞きます。現職の校長にしてみれば、先輩校長が部下になるわけですから、苦労する部分もあるでしょうし、そこを上手にやっけていける校長であって欲しいと思います。今後、校長先生方の指導もお願いします。

3 閉 会

非公開審議後、委員長から閉会の宣言がなされました。